

UBS公益・金融社債ファンド

(為替ヘッジあり)愛称:わかば / (為替ヘッジなし)愛称:めばえ
追加型投信 / 内外 / 債券



- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

[委託会社] (ファンドの運用の指図を行う者)

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

<照会先>

ホームページアドレス : <http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号: 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

[受託会社] (ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ
UBS公益・金融社債 ファンド(為替ヘッジあり) 愛称:わかば	追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))	年12回 (毎月)	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
UBS公益・金融社債 ファンド(為替ヘッジなし) 愛称:めばえ	追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))	年12回 (毎月)	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	なし

商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)でご覧いただけます。

※ 以下、本書において「UBS公益・金融社債ファンド(為替ヘッジあり)」を「為替ヘッジあり」、「UBS公益・金融社債ファンド(為替ヘッジなし)」を「為替ヘッジなし」ということがあります。

◎委託会社の情報

設立／平成8年4月1日(ユービーエス投資顧問株式会社設立)
資本金／22億円(平成24年2月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額／10,564億円(平成24年2月末現在)

- ・ 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・ 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- ・ 当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ・ ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

「UBS公益・金融社債ファンド(為替ヘッジあり)／UBS 公益・金融社債ファンド(為替ヘッジなし)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年6月24日に関東財務局長に提出しており、平成23年7月10日にその届出の効力が生じております。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

UBS 公益・金融社債マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)への投資を通じて、主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。

ファンドの特色

1. 日本を含む世界の投資適格※の「公益・金融」企業の発行する社債を実質的な投資対象とします。

- ・当ファンドが投資対象とするマザーファンドの運用は、UBS グローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドが行います。

※当ファンドが投資対象とするマザーファンドは、BB格相当以下の銘柄の購入は行いませんが、購入後の格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

◎「公益・金融」企業の魅力

- ・「公益・金融」企業とは、私たちの社会の基盤となる、生活に不可欠な公共サービスを提供する企業です。



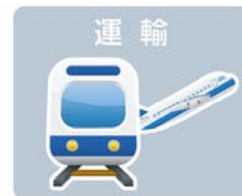
電力、水道など



携帯電話など



石油など



鉄道・海運・空運など



銀行・保険など

特 徴

- ・生活に不可欠なサービスを提供し、不景気下でも比較的安定している。
- ・収益が長期的に安定しており、財務基盤が比較的しっかりしている。
- ・格付が高い企業が多い。

当ファンドの「公益」とは…電力・水道などに加え、通信・エネルギー・運輸も、生活に不可欠な公共サービスを提供する業種として「公益」と考えます。

■投資環境が変わる中であっても、「公益・金融」サービスの必要性は変わりません。

2. 「為替ヘッジあり(愛称:わかば)」は原則として為替ヘッジを行い、「為替ヘッジなし(愛称:めばえ)」は原則として為替ヘッジを行いません。

- ・「為替ヘッジあり(愛称:わかば)」については、実質的に投資を行う外貨建資産について、原則、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。
- ・「為替ヘッジなし(愛称:めばえ)」については、実質的に投資を行う外貨建資産について、原則、為替ヘッジを行いませんので為替変動による影響を受けます。

※ 販売会社によっては「為替ヘッジあり(愛称:わかば)」または「為替ヘッジなし(愛称:めばえ)」どちらか一方の取扱いとなる場合があります。

3. 毎月の安定分配を目指します*。

- ・毎月10日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。

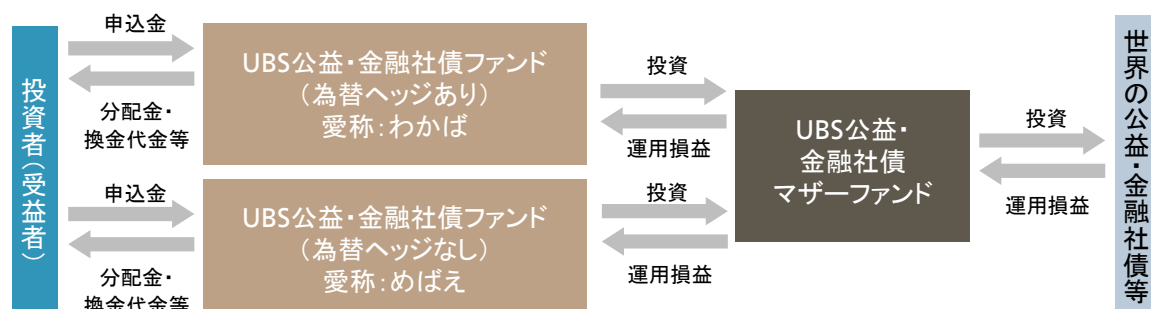
*「安定分配を目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎当ファンドの仕組み

[ファミリーファンド方式について]

当ファンドは「UBS公益・金融社債マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※マザーファンドの運用にあたっては、UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

- ・委託先名称: UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド (UBS Global Asset Management (UK) Ltd)
- ・委託の内容: 有価証券等および通貨の運用

◎主な投資制限

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券等に限るものとします。
- ・投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

◎分配方針

毎決算時(毎月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)と売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- ・収益の分配にあてなかった利益については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

[イメージ図]

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金

※上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

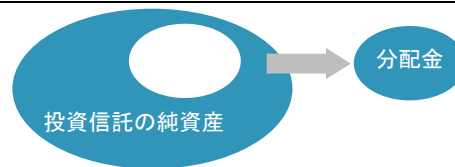
※両ファンドとも委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

【投資信託で分配金が支払われるイメージ】

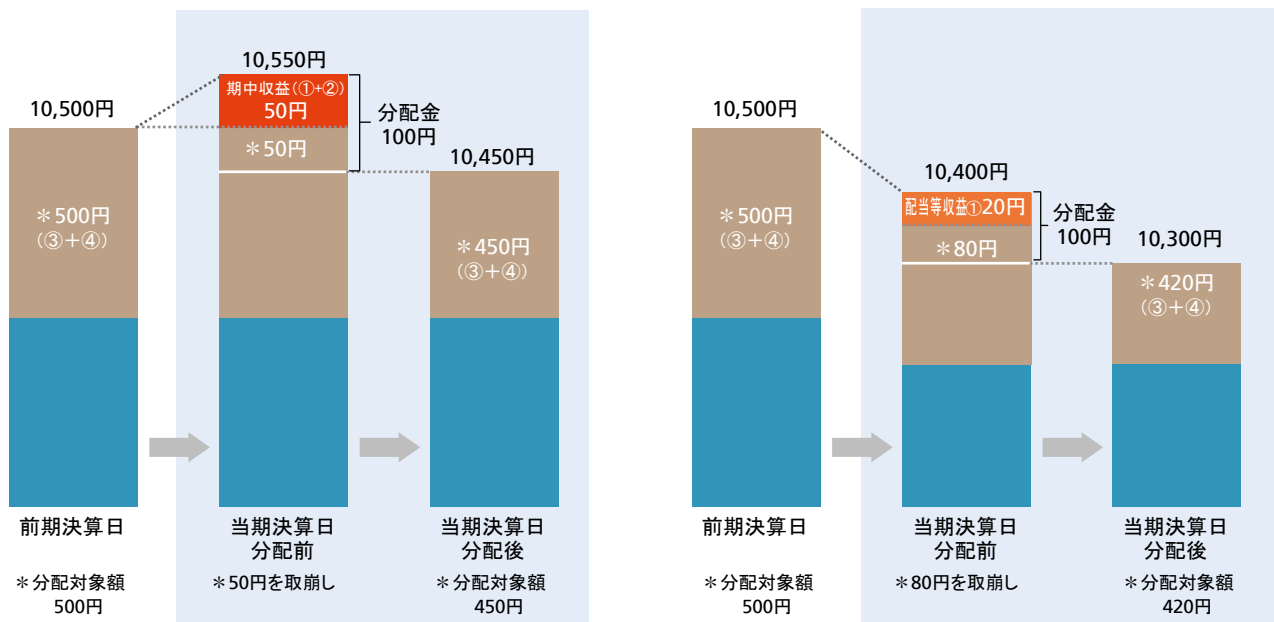


◎分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】

【前期決算日から基準価額が下落した場合】



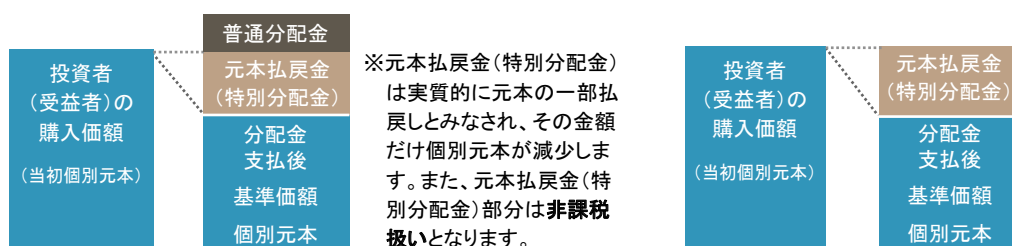
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少(特別分配金)します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

- ・ 公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは公社債へ投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動（金利変動リスク）および発行体の信用力の変化（信用リスク）の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

- ・ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

- ・ 為替変動リスク

- 【為替ヘッジあり】

組入資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

なお、一部の通貨に対しては先進主要国通貨等の他通貨を用いた代替ヘッジを行うことがあります。その場合、為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該他通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。

- 【為替ヘッジなし】

組入資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向へ進んだ場合には基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ・ [分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門が運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

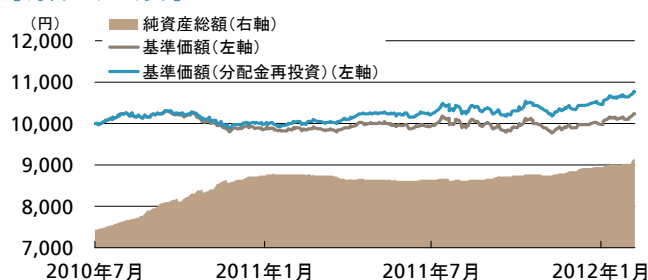
また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

運用実績

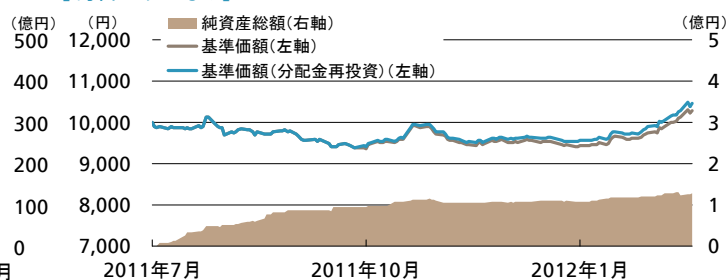
- ◎最新の運用実績は表紙に記載のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
- ◎運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移 (2012年2月29日現在)

[為替ヘッジあり]



[為替ヘッジなし]



※基準価額(分配金再投資)は運用管理費用(信託報酬)控除後で、税引前分配金を再投資したものとして算出。
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

[為替ヘッジあり]

2011年10月	30円
2011年11月	30円
2011年12月	30円
2012年1月	30円
2012年2月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	510円

[為替ヘッジなし]

2011年10月	30円
2011年11月	30円
2011年12月	30円
2012年1月	30円
2012年2月	30円
直近1年間累計	150円
設定来累計	150円

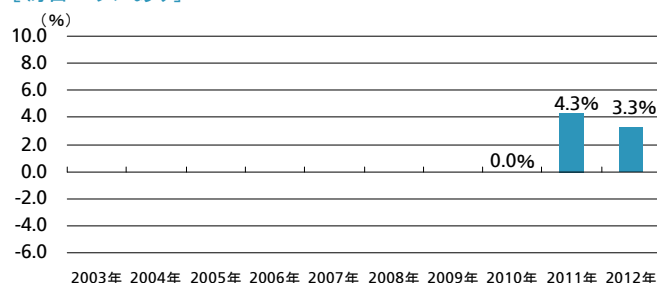
主要な資産の状況 (2012年2月29日現在)

銘柄名	償還期限	利率	国名または地域	投資比率 (%)
1 T 0.875 11/30/16	2016年11月30日	0.875	アメリカ	2.81
2 T 1 08/31/16	2016年8月31日	1.000	アメリカ	2.12
3 JPM 4.5 01/24/22	2022年1月24日	4.500	アメリカ	1.70
4 C 6 08/15/17	2017年8月15日	6.000	アメリカ	1.49
5 TELEFO 4.797 02/21/18	2018年2月21日	4.797	スペイン	1.26
6 CMCSA 5.15 03/01/20	2020年3月1日	5.150	アメリカ	1.17
7 T 5.8 02/15/19	2019年2月15日	5.800	アメリカ	1.17
8 BPLN 3.875 03/10/15	2015年3月10日	3.875	イギリス	1.14
9 T 5.35 09/01/40	2040年9月1日	5.350	アメリカ	1.06
10 BRITEL FLOAT 12/07/16	2016年12月7日	8.500	イギリス	1.03

※ 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。
 ※「為替ヘッジあり」はファンドの純資産総額に対しマザーファンドを106.20%、
 「為替ヘッジなし」はファンドの純資産総額に対しマザーファンドを99.16%
 組入れています。

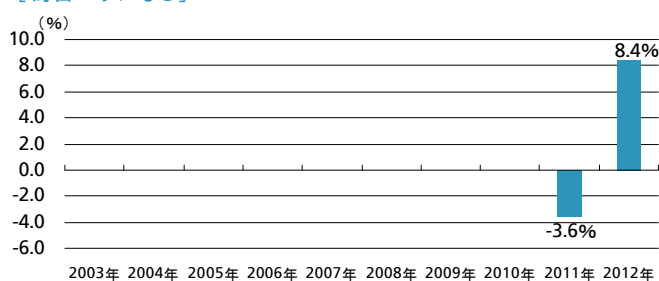
年間収益率の推移 (2012年2月29日現在)

[為替ヘッジあり]



※2010年については、当初設定日(2010年7月23日)から年末までの騰落率。2012年は、年初から2月末までの騰落率。
 ※税引前分配金を再投資したものとして算出。
 ※ファンドには、ベンチマークはありません。

[為替ヘッジなし]



※2011年については、当初設定日(2011年7月12日)から年末までの騰落率。2012年は、年初から2月末までの騰落率。
 ※税引前分配金を再投資したものとして算出。
 ※ファンドには、ベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までには販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	[為替ヘッジあり] 平成23年7月11日から平成24年10月9日まで [為替ヘッジなし] 平成23年7月12日から平成24年10月9日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受付けは行いません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは購入・換金申込の受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入・換金申込を取消すことがあります。
信託期間	[為替ヘッジあり] 無期限(平成22年7月23日設定) [為替ヘッジなし] 無期限(平成23年7月12日設定)
繰上償還	各ファンドについて、純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約(償還)することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、繰上償還となることがあります。
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。
収益分配	毎月(年12回)の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
信託金の限度額	各ファンドにつき1兆円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年1月および7月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 2.1%(税抜2.0%)以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に、 0.15% の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用											
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に <u>年率1.1025%(税抜年率1.05%)</u> を乗じて得た額とします。											
		<table><tr><th rowspan="2">合計</th><th colspan="3">内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)</th></tr><tr><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>1.1025% (1.05%)</td><td>0.5250% (0.50%)</td><td>0.5250% (0.50%)</td><td>0.0525% (0.05%)</td></tr></table>	合計	内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)			委託会社	販売会社	受託会社	1.1025% (1.05%)	0.5250% (0.50%)	0.5250% (0.50%)	0.0525% (0.05%)
		合計		内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)									
委託会社	販売会社		受託会社										
1.1025% (1.05%)	0.5250% (0.50%)	0.5250% (0.50%)	0.0525% (0.05%)										
※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※マザーファンドの外部委託先の報酬は、委託会社報酬から支払われます。													
	その他の費用・ 手数料	・監査費用および法定手続き(書類の作成、印刷、交付等)に関する費用など(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)を間接的にご負担いただく場合があります。 ※原則として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ・信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用などが、原則として費用発生の都度、ファンドから支払われます。 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。											

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は平成24年2月末現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

[illegible]

MEMO

[illegible]

